

## 香芝市公告

森林法（昭和26年法律第249号）第10条の5第1項の規定により香芝市森林整備計画をたてたいので、同法第10条の5第7項において準用する同法第6条第1項の規定により次のとおり公告し、香芝市森林整備計画の案を縦覧に供する。

なお、香芝市森林整備計画の案に意見のある者は、縦覧期間が完了する日までに、香芝市長に対し、理由を付した文書をもって、意見書を提出することができる。

令和5年2月2日

香芝市長 福岡 憲 宏

### 1. 縦覧場所

香芝市役所 市民環境部産業振興局 農林課

### 2. 縦覧期間

令和5年2月2日 から 令和5年3月2日まで

午前8時30分から午後5時15分まで

ただし、土曜日、日曜日、祝日は除く